

成年後見人等の業務に対する報酬の助成について

姫路市では、収入や資産等の状況から、家庭裁判所が審判により決定した成年後見人・保佐人・補助人（以下、後見人等という。）の報酬を負担することが困難と認められる方に対して、報酬の全部又は一部の助成を行っています。

1 助成対象者 … 下記の【対象要件ア】及び【対象要件イ】のいずれにも該当する者

【対象要件ア】 次のいずれかに該当する者

- (1) 姫路市が老人福祉法に基づき措置した者
- (2) 姫路市が実施機関として生活保護法に基づき保護を行っている者
- (3) 姫路市の介護保険の被保険者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持している者
- (5) 姫路市において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする者

【対象要件イ】

- (1) 活用できる資産や貯蓄等が乏しく、後見人等の業務に対する報酬の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者



家庭裁判所に報酬付与の申立を行った時点での助成対象者の資産（預貯金・現金など）から、今後必要となる 3 ヶ月分の生活費と報酬審判額を必要経費として確保した上で、不足する場合に対象とします。

※ 詳細は、P 2「3 助成額の計算方法」を参照

《留意点》

※後見人等が親族（6 親等内の血族、配偶者又は 3 親等内の姻族）又は市民後見人である被後見人等は対象外です。

※姫路市以外の市区町村又は団体から同様の助成を受けられる場合は、対象となりません。

※他市から姫路市の住所地特例施設に入所等している場合は、原則対象外となります。

助成対象者に該当するかどうか不明な場合は、市（P 4-9 参照）へお問い合わせください。

2 助成額

助成額は、家庭裁判所が報酬付与の審判により決定した報酬額の範囲内で、次のとおり上限額を定めています。

- (1) 被後見人等の生活の場が在宅の場合 28,000円／月額
- (2) 被後見人等が施設又は病院等に入所又は入院中の場合 18,000円／月額

《留意点》

※サービス付き高齢者向け住宅やその他類似の住宅は、「施設」とします。

※月のうち、1日でも在宅している場合は、「在宅」となります。

※後見人等の就任月や任務終了月など、1ヶ月に満たない場合も月額の上限額は同じです。（日割計算は行いません。）

※被後見人等が死亡した場合は、遺留財産が報酬額を下回る場合に対象となり、助成上限額の範囲内で不足する金額を助成します。

3 助成額の計算方法

- (1) 被後見人等の資産の考え方

後見人等が家庭裁判所へ後見等事務報告・報酬付与申立てを行った時に提出した、被後見人等の「財産目録」上の現金・預貯金等の金額

- (2) 被後見人等の生活費の考え方

後見人等が家庭裁判所へ後見等事務報告・報酬付与申立てを行った時に提出した、被後見人等の「収支報告書」に記載の定期的な支出の金額 → 支出3ヶ月分を必要経費とみなします。

A： 被後見人等の資産から、今後必要となる生活費（支出3ヶ月分）を確保した上で、報酬審判額に不足する額

又は

B： 助成上限額

のうち、少ない金額を助成します。

〈具体例〉施設入所の場合

報酬審判額… 240,000円（令和3年6月～令和4年5月）

資産… 預貯金 450,000円+現金 50,000円=500,000円（財産目録記載額）

生活費… 月 115,000円（収支報告書記載額）×3月=345,000円

↓

A：資産 500,000円－生活費 345,000円－報酬額 240,000円＝ ▲85,000円

B：助成上限額 施設 18,000円×12月=216,000円

↓

AとBを比較すると、Aの方が少ないため、助成額は 85,000円となります。

4 助成対象期間

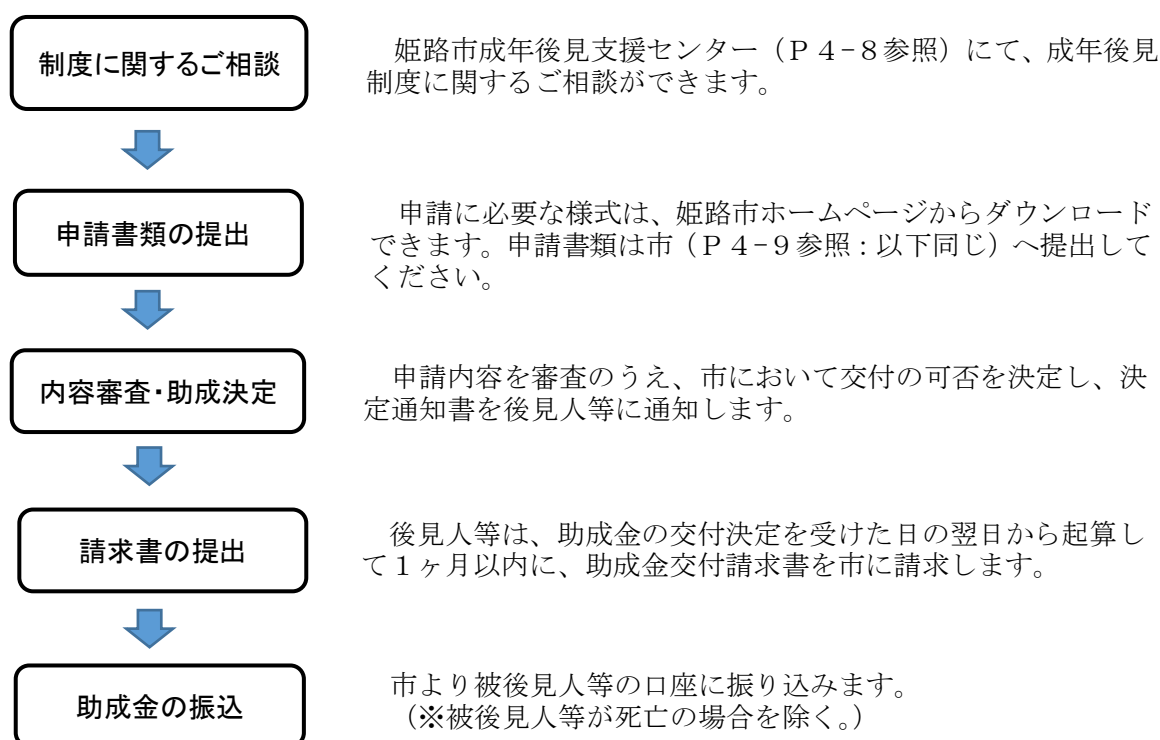
助成対象期間は、家庭裁判所が報酬付与の審判により決定した期間の内、直近の12ヶ月を限度とします。（ただし、後見人等が就任した際は、就任月+12ヶ月を助成対象期間とします。）

そのため、1年ごとの期間で、家庭裁判所に報酬付与の申立を行うように留意してください。

5 申請期間

申請期間は、家庭裁判所の報酬付与の審判の決定があった日の翌日から起算して2ヶ月以内です。

6 助成金交付申請手続きの流れ



7 業務に対する報酬助成金交付申請に必要な書類

書類・資料の名称		
①	姫路市成年後見制度利用支援事業（業務に対する報酬）助成金交付申請書（様式第5号）	
②	後見等事務報告書	後見等事務報告書（定期報告）の写し ※ 被後見人等の居所や収支状況等を確認します。家庭裁判所への前回報告時と変わらない場合でも、市への提出時は必ず居所を記載してください。
③		財産目録の写し
④		通帳の写し（①表紙、②見開き、③財産目録に記載の時点から最新記帳の残高が確認できるページ）
⑤		現金出納簿の写し
⑥		収支報告書の写し ※ 定期的な支出額を確認しますので、家庭裁判所への前回報告時と変わらない場合でも、市へは毎回提出が必要です。
⑦	報酬付与の審判書謄本の写し	
⑧	後見開始等の審判書謄本の写し ※初回申請時は必須	
⑨	登記事項証明書の写し ※初回申請時は必須。以降、記載内容に変更があれば提出必要	
⑩	被後見人等の身分確認書類の写し（介護保険者証、障害者手帳、被保護証明書等）	
⑪	【被後見人等死亡時のみ】死亡届・死亡診断書、除籍等の写し ※ 被後見人等死亡時も原則提出書類は同じ（⑥収支報告書は不要）	

※その他必要な書類がある場合は、別途提出を依頼することがあります。

8 成年後見制度に関するご相談先

〒670-0955 姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館2階
 姫路市成年後見支援センター（社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会）
 電話 079-262-9000 FAX 079-262-9001

9 申請先、お問い合わせ先

業務に対する報酬の助成金を申請される場合は、下記の申請先へ郵送または持参にてご提出ください。

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

- ・被後見人等が65歳以上の場合
 高齢者支援課 電話 079-221-2451 FAX 079-221-5890
- ・被後見人等が65歳未満の場合
 障害福祉課 電話 079-221-2309 FAX 079-221-2374

※被後見人等のサービス利用等の状況により、担当課が異なる場合がありますので、不明な場合はご確認をお願いします。